

京都市非居住住宅利活用促進税条例施行規則を公布する。

令和5年4月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第 4 号

京都市非居住住宅利活用促進税条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、地方税法（以下「法」という。）、京都市市税条例及び京都市非居住住宅利活用促進税条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(課税免除)

第2条 条例第5条第1項第1号に規定する事業の用に供しているものには、現に稼働していない非居住住宅（新たに事業の用に供することを予定している非居住住宅であって別に定めるものを除く。）であって、いつでも稼働し得る状態にあると認められるもの（稼働していない期間が一時的であるものに限る。）を含むものとする。

第3条 条例第5条第1項第4号に規定する別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第90条第3項に規定する登録有形民俗文化財、同法第133条に規定する登録記念物、同法第134条第1項に規定する重要文化的景観における重要な構成要素（重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則第1条第2項第6号に規定する重要な構成要素をいう。）であるもの又は同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内にあるもの
- (2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項に規定する歴史的風致形成建造物
- (3) 京都府文化財保護条例第43条第1項に規定する京都府指定史跡若しくは京都府指定名勝を構成するもの又は京都市文化財保護条例第36条第1項に規定する京都市指定史跡若しくは京都市指定名勝を構成するもの
- (4) 京都市市街地景観整備条例第24条第1項に規定する歴史的景観保全修景地区若しくは同条例第30条第1項に規定する重要界わい景観整備地域内にあるもの、同条例第31条第1項に規定する界わい景観建造物又は同条例第38条第1項に規定す

る歴史的意匠建造物

(5) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項に規定する重要京町家
第4条 条例第5条第2項本文に規定する市長が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申告者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 非居住住宅の所在地、家屋番号及び延べ面積

(3) 非居住住宅が条例第5条第1項第1号又は第2号に該当する事由

(4) その他市長が必要と認める事項

(減免)

第5条 条例第13条第1項第4号に規定する市長が定める事由は、居住者（非居住住宅に該当することとなった時の直前に当該非居住住宅の所在地に住所を有していた者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに掲げる事由により一時的に住所を移転した場合とし、この場合においては、税額の全部（第6号に掲げる事由による場合にあつては、別に定める額）を減免する。

(1) 病院又は診療所に入院すること。

(2) 次に掲げる居住者がそれぞれ次に掲げる住居又は施設に入居し、又は入所すること。

ア 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受け、又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当している居住者 次に掲げる住居又は施設

(ア) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(イ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院

(ウ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅

(エ) 当該居住者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が住所を有する住居

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に

規定する障害支援区分の認定を受けている居住者 同法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居又は当該居住者の親族が住所を有する住居

- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条の規定に違反する行為の相手方である居住者が、当該行為をした者から更に反復して当該行為を受けるおそれがあること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けた児童である居住者が、再び児童虐待を受けるおそれがあること。
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者である居住者が、同法第6条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けるおそれがあること。
- (6) 前3号に掲げる事由に準じる事由として別に定めるもの
- (7) 給与等(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいう。)の支払者からの転任の命令その他これに準じるやむを得ない事由が生じたこと(当該年度の賦課期日においてその移転の日から起算して5年を経過している場合を除く。)
- (8) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により常時介護を必要とする状態の親族の介護をすること。
- (9) 住所を有している住宅の増築、改築その他の改修工事を行うこと。

2 居住者が前項第3号から第6号までに掲げる事由により住所を一時的に移転した場合において、条例第13条第1項第4号の規定による減免を受けようとする者が当該住所の移転の基因となる行為をした者であるときは、前項第3号から第6号までの規定にかかわらず、当該住所の移転に係る非居住住宅に対する非居住住宅利活用促進税を減免しない。

(居住者等の死亡に係る徴収猶予)

第6条 条例第14条第1項の規定により徴収の猶予をする非居住住宅利活用促進税は、徴収の猶予に係る期間(条例第14条第1項各号に掲げる事実が発生した日から3年間をいう。)内に条例第10条に規定する賦課期日が到来するもの(条例第14条第2項の規定による申告書の提出の日において法第11条の4第1項に規定する法定納期限(京都市市税条例第4条第1項の規定により税額を変更し、又は賦課したものにあっては、

同条第2項の税額変更通知書又は納税通知書に記載された納期限（納期を分けているものの第2期以降の分については、その第1期分の納期限）が経過していないものに限る。）とする。

（徴収猶予を受けた非居住住宅利活用促進税に係る過誤納金の充当適状）

第7条 条例第14条第1項の規定による徴収の猶予を受けた非居住住宅利活用促進税に対する法第17条の2第1項の規定による過誤納金の充当については、当該徴収の猶予を地方税法施行令第6条の14第1項第4号に規定する徴収の猶予とみなして、同項の規定を適用する。

（居住者等の死亡に係る納税義務の免除）

第8条 条例第14条第1項の規定による徴収の猶予に係る非居住住宅の所有者は、当該非居住住宅が条例第16条第1項に規定する事由に該当することとなったときは、遅滞なく、当該事由を証する書類を添えて、書面により市長に申告しなければならない。

（納付書等の様式）

第9条 納付書、申請書、通知書等の様式は、次項に定めるもののほか、別に定める。

2 法第1章の規定及び条例第17条の規定により適用される京都市市税条例第1章の規定に基づく申請書、通知書等の様式は、京都市市税条例施行細則第10条の表に掲げる様式による。

（京都市市税条例施行細則の適用）

第10条 この規則に定めるもののほか、非居住住宅利活用促進税の賦課徴収については、京都市市税条例施行細則第3条から第4条の3までの規定を適用する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項並びに法及び条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この規則は、京都市非居住住宅利活用促進税条例の施行の日から施行する。

（行財政局税務部税制課）